

## 総務産業常任委員会記録

日 時 令和5年7月13日（木曜日）13時30分～14時37分

場 所 議員控室

出席者 小寺委員長、工藤副委員長、金木委員、逢坂委員、佐藤委員、村田議長  
鈴木商工観光課長、広谷商工労働係長

オブザーバー 阿部議員、磯野議員、平山議員、舟見議員、村上議員

事務局 渡辺局長、嶋元係長

小寺委員長

皆さん、こんにちは。総務産業常任委員会を行いたいと思います。

本会は、事前に通告していた閉会中の調査事項としていきいき交流センターの料金改定について、また緊急の案件について担当課より依頼がありましてハートタウンはぼろの設備更新についてを議題としたいと思います。

それでは、まず課長のほうから説明のほうお願いいたします。

### 1 いきいき交流センターの料金改定について

説明員 商工観光課 鈴木課長、広谷係長

鈴木商工観光課長 13:30～13:35

それでは、本日はお忙しい中お時間をつくっていただき委員会開催していただきまして誠にありがとうございます。本日は、今委員長のほうからございましたように2件ご提示をさせていただいて説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、まず1点目のいきいき交流センターの料金改定について私のほうから説明をさせていただきたいと思います。まず、資料に基づいてご説明いたします。(1)番の料金変更検討に至る概要であります。令和5年3月15日に指定管理者より燃油及び光熱費の高騰から入浴部門の赤字が大きく、入浴料の増額(100円程度)を行いたいという旨申出がございました。背景には、ウクライナ情勢による重油、電気料金の値上げがあり、影響を受ける前の令和3年度と比較すると平均重油納入価格は17.6%増しており、電力使用単価においては97.4%の増となっております。この辺に関しましては、社会情勢が混沌としている中で燃油の高騰等とともに影響を受けているという状況でございま

す。

変更内容であります。入浴料が大人現行500円から600円、100円のアップです。子供が現行280円から300円、回数券につきましては1冊5,000円から6,000円（11枚つづり）で、いずれも入湯税100円を含んでございます。

次、(3)、条例と協定との関係であります。羽幌町と株式会社アンビックスが平成28年4月1日に締結した協定書第5条において同施設の利用料金は条例別表第1に定める額を超えない範囲で指定管理者が定めることとされており、その際町長の承認を受けることとされております。条例に定める額でありますけれども、子供が400円、大人が600円、この金額を超えない範囲で指定管理者が定めることができるというふうな状況になってございます。

変更に至る場合の事務の流れでありますけれども、本日総務産業常任委員会に報告した後に料金変更に係る町長の決裁を取りまして、その後広報等による町民への周知を行って10月をめどに料金改定を行いたいというようなスケジュールで考えてございます。

それで、当然町長、理事者のほうにはこの旨を話しておりますが、町長、理事者のほうからも議会のほうにまず報告をして説明をして、その後決裁という流れにしたいというところで、これに基づいて影響が出ると思われまますお風呂のない方への入浴券ですとか、そういう部分につきましても担当課のほうにはその旨話しておりますけれども、現状決裁前ということで、まずこの常任委員会がキックオフというようなことで考えてございますので、そちらのほうの政策決定にはまだ至っていないというところでございますので、ご了承いただければというふうに思います。

説明は以上です。

小寺委員長

それでは、質疑のほうに移りたいと思います。今回いきいき交流センターですけれども、入浴料の改定についてという議題になっていきますので、あまり範囲を超えない程度での質疑をお願いしたいと思います。

それでは、質疑がある委員は挙手をお願いいたします。

— 主な協議内容等（質疑） — 13:35～14:17

逢坂委員 料金の改定、光熱費、燃油等の高騰ということだったのですが、ちょっと聞きたいのですが、昨年の報告ではそんな大きな赤字というような報告が実はなかったような記憶があるのですが、昨年の報告の中でない中

で令和4年度ですか、大きな赤字になったのかなというふうに思うのですけれども、その辺はそういう解釈でいいのか。

鈴木課長 先ほども説明の中でありましたけれども、入浴部門の赤字が大きかったのですけれども、指定管理料を含めた収支については黒字だったというところ、全体では黒字だったのですけれども、入浴部門の赤字が大きいというようなところでこういうような申出が出たというような理解でございます。

逢坂委員 それで、全体的には黒字だけれども、入浴部門が赤字だから、値上げをしたいということだと思うので、値上げについては条例、協定の締結の範囲、大人の分については範囲の上限ということで、お子さんのほうは300円で抑えているというのがあるのですけれども、その辺のちょっとした違いは何か意味があって、400円に上げる気になれば上げられるのでないかという部分もあるのですけれども、その辺はどういう考えで進めたのか。

鈴木課長 公衆浴場の統制料金とかの関係もございまして、令和4年の9月に北海道の統制額が改定されまして大人が450円から480円に上がっておりますけれども、子供はそのまま据置きというようなところもございます。それらとの整合性を図るために、子供については20円のアップにとどめたというところでありまして、ご理解をいただければと思います。

逢坂委員 その中身については分かりました。それで、値上げという部分、特別ほかの部門についてはないわけで、お風呂についてということなので、最近お風呂に行くようになって結構苦情が多く言われます。それで、町側として現在お風呂を運営しているのですけれども、補修だとか修繕だとかする箇所、これをどの程度把握されているか、それに基づいて、せっかく値上げするわけですから、その補修、修繕について今後どのように指定管理者と話し合いをしていくのか、その辺の流れ教えてほしいと思います。

鈴木課長 基本的に具体的な計画を持っているわけではないのですけれども、例えばですけれども、今年度温泉をくみ上げるポンプが故障したとか、あと要はお風呂に入る方たちが目に見えないところの部分のほうが喫緊の放っておけない部分であったりだとかしまして、そういうようなところにまずは対応してというところですよ。表向きのほうの改装ですとか、そういうところはまだ計画等ありませんので、具体的な計画はないというところでございます。

逢坂委員 続けてすみません。なぜ聞くかという、中身なのだ。外壁だとか、そういうのは大きな工事になるのだけれども、中身も大きな工事になるのかなと自分では思いますけれども、中身の一つ一つ、例えば例を挙げると切りがないのだけれども、まずタイルが滑るだとか、それからシャワーの器具の破損、鏡が全く曇って見えない、古いと、それから露天風呂、これのタイルが剥がれてひどい状態、現場見たら分かると思うのですけれども、それから打たせ湯は全く活用されていない、使っていない、その辺のことを今後どうするのかとさっき聞いたかったですけれども、その辺は町としてどういうふうに指定管理者と話を進めていくのか、町民のニーズに応えるためにもやっぱり使っている方々がそういうところに不平というのか、これどんななっているのという部分があるので、その辺をきっちり町として押さえて指定管理者側とタイアップしてやはり修理なり補修なり修繕なりするべきだと私は思うのですけれども、その辺はどうですか。

鈴木課長 具体的な例挙げていただいた質問なのですけれども、一応そのような声は我々のほうにも指定管理者通じたりですとか、あと第三者の方通じたりですとか、そういう部分で入ってきておりますけれども、先ほどと同じ答弁で申し訳ないのですけれども、具体的に現状そういう目に見える部分の改装ですとか、そういう部分を行う計画というものはないというところであります。

逢坂委員 何回もすみません。ないということは、現状のまま使っていただくということになるのですけれども、私も1週間に1回ぐらい最近行くようになったのだけれども、行くたびに苦情言われるのですけれども、その辺

やはりきっちり、いろんな町のほうから持ち出しだっているわけだし、例えば金額を今回上げるといふ部分も町民負担も100円増えるわけですから、その辺はやらないとか知らないという、ちょっと言葉悪いですがけれども、ではなくてやっぱり積極的にそこは改善するところはするべきだと私は思うのです。それをそのままほったらかしておくと、だんだん本当に大規模改修でもしなければ風呂も入れなくなるという部分にもなるので、今のうちにやれるところを私はやるべきだと思うのですけれども、その辺もぜひ、答弁は同じ答弁しか返ってこないという部分は分かりますけれども、やはりそれは積極的に町のほうから指定管理者のほうにやってほしいと、やってくださいというふうに私はするべきであって、そして入浴料金の値上げをやっぱり町民に納得していただくということで進めていったほうがいいのではないかと思いますのですけれども、その辺は同じ答弁だったらいいですけれども。

鈴木課長 例えですけれども、小修繕ですとか、そういう部分では対応していきたいと思っておりますし、提案等も指定管理者からありますので、全く検討していない、考えていないというわけではないのですけれども、例えば本当にやろうと思ったら、例えばですけれども、もう大分年数もたっていますし、考え方なのですけれども、細々やるよりも一遍にとか、そういうもろもろの考え方もあります。ただ、議員の皆さん御存じのとおり、羽幌町も大型事業がたくさん控えている中でそういう大規模なものはなかなかできないという現実的な問題もございますので、今逢坂委員おっしゃられたような修繕で対応できるようなものについては対応していきたいと。ただ、これお風呂だけではなくて、サンセットプラザ自体が御存じのとおり相当全体的に古くなっていて、優先的に例えば今年の予算ですと空調の部分ですとか、優先順位つけて一応やっておりますので、優先順位つけていく中でも厨房の機器ですとか、そういうものが突然使えなくなった事象とかもありますので、なかなか思ったとおり進んでいないのが実情ですけれども、できる限り町民の皆様の声に応えられるような工夫はしていきたいというふうに思います。

小寺委員長 先ほども言ったのですけれども、今回温泉入浴料の料金改定ということですので、もっと具体的な設備等今後の展開については一般質問なり、

また委員会でも取り上げることも可能だとは思っているので、よろしくお願いいたします。

金木委員 今回値上げの考えだということなのですが、金額的にはいわゆる規定内の中での値上げということなので、もしこれが駄目だ、認めないということになると、ではどうして認めないという、条件に合っている、条件内なのに何で認めないのだということにもなるかもしれないので、それはそれで自分は状況は理解したいとは思っていますけれども、ここ何年かコロナ禍ということもあって入浴の利用者数とかもたしか減少傾向にあったと、人口の減少ということもあるし、コロナ禍だということもあって利用者数減ってきたかなと思うのですが、今回値上げすることによってもっとこの減少に拍車がかかるのではないかという懸念があります。その点は、やっぱりしようがないのかなと思っているのか、いや、そこを何とか食い止めるのにこういうふうな工夫をしたいとか、指定管理者側からの何か提案みたいのがあるのか、もちろん町側でも何か考えがあるのか、その辺をお聞きしておきたいと思うのですが、どうでしょう。

鈴木課長 その点につきましては、まず入浴者数ですけれども、一応令和3年度と令和4年度を比べると日帰り入浴だけで1万人ほど増えているという状況です。(増えている。の声) 3年から4年を比較するとです。今年度については、まだ当然何か月しかないので、ちょっと比較できないのですが、増えている状況です。当然今金木委員おっしゃったようなせっかく増えているのに100円上げることでお客さんが来なくなってというふうな見込みも我々は正直に伝えました。そして、平成27年に600円ということで一度550円から600円に上げたときも、当時の数字で5万人ぐらいの間を行き来していたのですが、年間で2,000人ぐらいしか減っていないというデータもありまして、指定管理者としても公共の施設というところで、ほかのところでは1,000円にしているところだとかいろいろあるようなのですが、相当逡巡したようなのですが、やはり燃油ですとか、そういう部分の値上がり幅が大きいというところで苦渋の決断をしたというふうに聞いています。新たな工夫ですけれども、その辺についてもいろいろ我々も提案しまし

たし、向こうも考えているというのが例えばですけれども、お風呂上がった後というか、お風呂のところの前あったような売店的なものですとか、そういうものも今人手不足でやっていないというところで、そういうのも復活をするとお風呂上がりに生ビールを飲むのが目当てで来る人も増えるのではないかとか、そういうもろもろ提案いたしましたけれども、何せコロナ禍の間で離職者が増えてなかなかその穴が埋め切れていないというようなところで、もろもろ職員の募集活動ですとか採用活動をやっているのですけれども、なかなか埋まらないという状況がありまして、今現在具体的に新たな工夫でこうしますというのはないというような状況ですけれども、お互いにもろもろ考えてやっていきましょうと、こちら側も提案しますし、向こうも考えながらやっていきたいというようなところで現状は終わっているという状況です。

金木委員            なかなか厳しい現状にあるというのは、理解はしているつもりですけれども、何とか方法を考えていてもらいたいなと思っています。  
ちなみに、近隣町村の入浴料金の状況とか、同じように値上げを検討しているというか、そんな情報何かつかんでいけば、苫前、初山別ですか、主に言えば。そういう状況何か入っていますか、お願いします。

鈴木課長            近隣の部分については、現状が500円だというのは分かっていますけれども、その後値上げするとかしないとかというところは正直聞いていません。

佐藤委員            今2人の委員の皆さんの言っていることとほとんど同じなのですけれども、赤字がこれだけ続いてという、燃料のこと言えば、ホテルばかりではなく、普通の家庭なり、どこでも同じことであって、これは理由であり、理由でないような気がするのだけれども、今始まったこの人が増えていてもホテル側としてあれだけの施設で今まで手をかけないで、それを見てきた町側の問題もあると思うのですけれども、では100円上がったから100円上がっただけの人を招く立場として何かかにかをやらないと、ただ燃料費があればから100円上げます、そういうわけには俺いけないと思うのだ、客商売って。今まで何の手だても打たないで何年も利用者に迷惑をかけて、今逢坂委員が言ったり、金木委員が言ったようなことがあ

ったにもかかわらず、では自分たちの都合のいい燃料費で100円上げさせてくれと、それはちょっと虫がいいのではないかと。あなたたちだってお客があつてこうやってできるのに、自分たちがあれだから、では100円だと、では今まで何だと、あんな汚い風呂に入れて、それでてめえたち金取っていたのではないかと町側もまだまだ強く言うこともできるのではないかと思うのです。だから、今逢坂委員、金木委員たちが言ったことは本当であつて、そのことをではホテル側、それだけの名前ある人間でアンビックスのほうだつて十分知っているわけであつて、なぜそういうことを、一人の客も大事にできないものが100円今になって上げるとか、少し町側も強く言っているのではないかと思うのだけれども、その点についてはさっき答弁あつたようなことだと思うのだけれども、今後にしてもこの100円というのは町民の風呂のない人たちにすればでかい金だろうし、これは1週間毎日のように行っているお客さんにしてもそうだし、いろんなほかの施設とも比べられるし、そういう中で羽幌の温泉というものの考え方をもう少しきちっとやってもらわぬと、みんな羽幌の温泉から苦前に、今新しくなったから、そっち行くわ、初山別はどうだから、そっち行くわ。それで、今ここで100円、金木さん言ったようになる、そしたらまた風呂の施設は何も変わらない、それであればちょっとあれのような気がするのだけれども、その辺町が交渉して最低限こういうことを直しますから、そういう条件で例えば100円アップという形を考えさせてくださいというのなら、まだある程度町民にも来るお客さんに対してでも俺はいいのかなとは思ふけれども、ただ料金だけの、燃油がどうの、ウクライナがどうのこうのとか、そういう問題でないのだ。施設なのだから、町民が使う。やっぱり安全なものにしておかぬとならないだろうし、そういう今言ったことを訴えて、それである程度改修をホテル側も考えましよう、それであれば100円アップということも、これは町としてものみ込むところですよ、そういうふうな考え方を持ってもらえないかなと思うのですけれども、どうですか。

鈴木課長

佐藤委員言われること、本当におっしゃるとおりだと思いますし、耳の痛いといいますか、ということだと思います。なので、我々も本当に来たから右から左でいいよという話ではなくて、いろんな申入れ等行いながら進めたいというふうに思いますので、ご了承いただければと思いま



す。

逢坂委員 料金の関係なのだけれども、冊子で例えば前もって買っている方、これ言われたのだけれども、現行の500円で冊子で持っている方結構いるのです。その対応と、もう一つ、今風呂の日とシニアデーということで300円で入浴できるようになっているのですけれども、冊子で持っている方々の部分と今の300円の部分、この辺の料金の関係をどうするのかお聞きしたいと思います。

鈴木課長 現状まず500円から600円に上げるというところでの申出でございますので、先ほど申し上げましたようにそういうもろもろの周知も含めて10月頃から行いたいということですので、決まりましたらそういう細部、先ほど言いました町のほうの施策も含めて細部、今日が終わって町長が戻り次第決裁を受けてという流れになると思いますので、細部につきましてはそのときに周知をしたいというふうに思います。現状何か決まっているというものは、正直ないというところでありますので、そのところで周知をしたいと思います。

村田議長 今これだけ議論のやり取りの中で、料金を上げたいという部分に関しては止めることはできないと私は思っています。そういう中で皆さんが心配しているお客さんが減った場合のことを考えていくと、できれば今あるお客さんが入っている中での苦情、ここら辺こうしてほしいというところはなるべくやっぱり直してあげて使い勝手よくしてあげるとというのが料金を上げてもお客が減らない部分の一つかなというのをまず思います。そういう中でちょっと視点を変えてなのですが、この上の文章に令和3年度と比較すると重油が17.6、あと電力が平均電力使用単価というのは使用単価だからどれだけ実際に電気料金が上がっているかというのは分からないけれども、97.4というパーセンテージが出ています。これが上がる原因という中にいくと、背景が書いてありますが、使っているその施設、設備が老朽化していることによって燃料が、要は燃費が悪くて経費がかかる、電気なんかもよく冷蔵庫なんかだと新品に替えると電気代安くなったりというようなこともあって、そこら辺のトータル的に風呂を利用していく中でマイナスが増えて毎年赤字が逆に言うと今まで

より増えていくと、その部門でやっぱり指定管理料の中でこれではまかたしないから、またもう少し上げてくださいますよとかということにもなりかねないという部分も含むのかなと思うので、お風呂ならお風呂の中での設備更新、逆にプラスに、なるべく早く更新して燃費のよいものにしたほうが良いということも私はあるような気がするのですが、そこら辺は何か検討しているとか、今こういう段階だとかというのがもしあれば答弁いただきたいなと思います。

鈴木課長

先ほどの答弁の繰り返しになってしまっていて申し訳ないのですが、正直現状問題が出たところに応急措置だとか、あと対応するだとか、そういうところで止まっているという状況で、例えばですけれども、本当にお風呂の照明をLEDにするだけでも大分違うのかなというふうに正直思っていますけれども、現状先ほど申し上げましたように設備の更新と例えばですけれども、さっき言った温泉のポンプですとか、本当にそれが止まってしまうと営業ができない状況になるというようなものへの対応ですとか、毎年そういうものの予算を通していただいて対応しているという状況でありまして、新たに現状今あるもの、通常に動いているものに関してはなかなか手が回っていないというのが実情です。先ほども言いましたとおり、本来一遍にやれば一番いいのかもしれませんが、なかなかそういうことにもならないので、さっき言いました無尽蔵に予算もあるわけではないので、優先順位をつけながらもろもろのところをやっていければなというふうには考えております。状況としては、具体的に器具が古いから電気料がというところを正直なところ捉えておりませんが、そういう部分もあろうかというふうに思いますので、来年度の予算に向けてそういうようなものも含めて検討していきたいというふうに思います。

村田議長

入浴料なんてこれで上げますが、どこかでは大規模改修という形の、公共施設マネジメントの中にも計画はあると思うのですが、壊れたところ、それから修繕どうしても必要なところをその都度対応してお金をかけていくのがいいのか、あとは大規模改修みたいな形で何かの交付金なり補助金なりを利用してどこかの年度で思い切ってきちっとやるとか、どちらのほうが町としての手出しが少なく済むとかというところも加味しな

がら、なおかつ入浴者が減らないような対応もしながら、難しいですけども、進めていただければなと思います。何かあれば答弁、なければいいです。

佐藤委員 アンビックス社に関する協定書についてなのですけども、この協定書というのは何年に1回とかという協議することってあるのですか。

鈴木課長 いきいき交流センターの指定管理期間が10年間でありまして、まず本協定を初年度に締結をして、毎年その年次の協定を協議しながら結ぶという状況になっています。(毎年やっている。の声) はい、年次の部分は。

佐藤委員 その年次の部分というのがちょっと分からないですけども。

鈴木課長 すみません。年次の協定の部分につきましては、その年の指定管理料を定めるですとか、そういうようなところで年次協定、それは先ほど一番最初に言いました初年度に締結した本協定に基づいて年次で協定をして指定管理料を支払うというような状況になってございます。

佐藤委員 いわゆる最初の協議の協定書についての問題ないかというような形の年次のただそれをするだけで、別に問題点がなければ協議しなくてもいいような協定書という形と受け取っていいのですか。

鈴木課長 協定の中に指定管理者と町がそれぞれ協議の場を設けるということもございますので、それこそ年次協定の協議の中で今回のこういう入浴料の値上げをしたいという申出があったりだとか、あと年次協定のための協議だけではなくて、通常も向こうが来たり、我々が行ったりとかということでお話しはしておりますけれども、年次の協定については先ほど申し上げましたように本社からも来たりだとかして具体的な話をする機会というふうに捉えておりますので、貴重な機会だというふうに捉えて、当然協定内での話でもありますので、今後も続けるという状況になります。

佐藤委員　この協定書あたりは、自分たちは見るということのはできるのでしょうか。(できる。の声) それであれば、年次協定の際にアンビックス側ではなく羽幌町としてもいろいろな問題点がきつと書かれている中で今いろいろ皆さんから言った苦情なり、いろんな部分のことでの協議はやることができたと思うのです。それで、協定書をここは見直していかなければならないのだろうかとか、やっぱりそういうあれが今までなかったという形できたということにしか思えないのですけれども、そういうことですね、問題がなかったから。今回初めて、入浴料の問題については何回かあったのかもしれないのですけれども、施設関係については壊れてからの問題点であって、その以前にこういう苦情なり、そういう問題を町側がアンビックス側に対してそういう助言なり苦言を言った経緯というのがあっての協定書なのでしょうか。

鈴木課長　協定に関しては、指定管理に関する決め事の部分の協定書でありますので、特段協定の中で云々とか、協定に関する協議の中で云々という話ではなくて、今佐藤委員おっしゃったような例えば苦情に関する部分ですとか、そういうものは先ほども申しあげました別ところで都度申しておりますけれども、例えば先ほど言いましたように指定管理者側にしても人員の問題ですとか、そういうもろもろでなかなかすぐ改善されるだとかというところは少なかったかもしれないのですけれども、都度話しているというふうに理解しておりますし、私4月から来ていますけれども、その後4月以降は4度ほど話ししてございまして、ざっくりばらんに先ほどのような苦情を受けているですとか、そういう話は一応してございまして、改善できるものについてははしていただいて、なかなかできないというところについては継続協議というような状況で協議しているところなんです。

佐藤委員　それぐらい協議しているのであれば、今まで出た問題点はまだまだ改善の余地があったような気がするのですけれども、町民側からするとまるっきり改善する気持ちがないような温泉施設に見えて、先ほど来言っていた売店がどうのこうのという話があれば、今憩いの場がなくなってそういう施設が欲しいという声も、もうなくなってから結構なところなんです。だから、そういう部分で果たして年に4回もとか何回も協議が、

本当にそれだけの話が進んでいるのか、またそういうのが町民のもとに全然反映されていないというのは一体どっちが悪くてあれしているのか、今後いろいろあると思うのですけれども、頑張っていたきたいと思えます。また、どこに行けば見せてもらえるのですか、この協定書。

鈴木課長 協定書自体は、商工観光課にごさいますけれども、すみません、勉強不足で、単純にすぐ見ていただいているのかというところもありますので、確認してからご返答したいと思います。

小寺委員長 暫時休憩します。

(休憩 14:12~14:14)

小寺委員長 それでは、会議に戻します。

工藤副委員長 今皆さん話ししたことと重なるのですけれども、町あちこち行くたびにホテルの風呂のことについては町民も心配しているというのが現状だと思います。この間も僕より大分高齢の方から何とかしないと駄目だろうということで話す人がいたのですけれども、あのホテルが町にあるということはやっぱりお客さんが来てもらわなければ駄目な施設なので、そのやる時にはお金は当然かかると思うけれども、やはり万全な体制にしておいてお客さんを呼ばなければいけない施設なので、その辺は今後どうするのか町長を交えてどういうふうにして、そしてどの部分をどうやってやっていくのかというのをきちっと決めて、検討する場を設けてやらなければ評判がだんだん、だんだん悪くなって羽幌に行ってもあのホテル駄目だぞという評判が出てしまったら、なおさら人來なくなると僕思うので、その辺この場で返答はできないとは思いますが、きちっと検討してどうするのかというのを決めていかないと駄目だと僕思います。何か答弁あれば。

鈴木課長 先ほどの繰り返しの答弁にしかならなくて大変申し訳ないのですが、委員さん方おっしゃられたようなところは町民の方々がというところで当然耳に入っていることだと理解していますし、指定管理者も10年

と先ほど言いましたけれども、あと今年度入れて3年というところでもありますので、そのところも含めて、当然ですけれども、町長が替わりまして考え方も当然違いますので、工藤委員おっしゃったような具体的なものになるかどうか別として、もろもろ問題点当然ありますので、その辺については理事者と協議しながらいい方向に何とか持っていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただければというふうに思います。

小寺委員長　ほかにございませんか。(なし。の声) それでは、質疑がないようですので、このまま続けてもいいですか。(はい。の声)  
それでは、このまま2件目のハートタウンはぼろの設備更新について説明のほうお願いいたします。

## 2 ハートタウンはぼろの設備更新について

説明員 商工観光課 鈴木課長、広谷係長

鈴木課長 14:17～14:19

それでは、ハートタウンはぼろの設備更新ということで広谷係長のほうから説明をまずしてもらいますけれども、これに関してはざっくり申し上げます。耐用年数が13年のところを既に18年間経過して部品ももうないという状況でありますので、これは年度途中だったのですけれども、本当に施設的に冷暖房設備が壊れてもう対応できないと、それが真夏であれば冷房のほうの関係もありますし、冬場であれば暖房のほうというところで、正直こういうものがどっちの時期にしても使えなくなると営業できなくなると損害賠償とか、そういうものに発展する可能性もございますので、これに関しては本当に年度途中でちょっと大変だったのですけれども、理事者に掛け合まして何とかやりたいというところをお願いをして今回俎上にのせさせていただいた部分でありますので、具体的な説明は担当の広谷係長のほうからしますけれども、よろしく願いをいたしたいと思います。

広谷係長 14:19～14:27

ハートタウンはぼろの設備更新についてご説明させていただきたいと思います。座ってご説明させていただきます。

まず、1番、概要についてですけれども、ハートタウンはぼろは築後18年が経過しまして設備の老朽化が著しくなっております。冷暖房を供給しているガスヒートポンプ、以下GHPと呼ばせていただきます、はメーカー推奨耐用年数が13年となっております、運転時間が3万時間が目安とされております。ですが、既に18年経過しております、運転時間は既に5万時間以上を経過しております。メーカーは、既に現行設備の部品の生産を中止しております、昨年6月にGHPの1基が故障しまして、それが交換部品がもう既にないということで復旧ができず、停止したままになっております。現在も停止中です。停止した1基につきましては、1階の生協さん、コープさんの1階系統のGHPで、鮮魚加工、精肉加工、総菜などの作業を行うスペースの冷暖房を供給していた部分になります。1階系統のGHPを停止したままにはできなかったことから、旧a u、生協事務所、八幡屋売場の一部をカバーしていた2階系統のGHPの配管を停止した1階に組み替えることで1階の冷暖房を供給している状況となっております。今後現在稼働中の5基のGHPが同様に故障して停止した場合、交換部品が入手できずに復旧できない可能性が非常に高く、冷暖房の長期停止によりテナントに損害を与えた場合、町の損害賠償問題になるということが想定されますので、早急に設備の更新をする必要があるということでございます。

2番、更新費用についてであります、(1)、6基全部を更新した場合、税抜きで4,030万円、税込みで4,433万円となっております。(2)、個別に更新した場合であります、税抜きで4,790万円、税込みで5,269万円となっております、クレーンのレンタル費用ですとか、作業員の出張旅費等で個別に更新したほうが高くなります。差額なのですけれども、おおよそ836万円程度割高になってしまうという見積りが出ております。

3番、工期についてであります。GHPは、受注生産となりますので、契約時点からの生産となりますので、工期が非常に長くなります。生産に要する期間は、業者のほうから約3か月程度はかかるというふうに聞いております。さらに、生産が終わった後、現地での取付け作業が5日程度必要になるというふうに聞いております。

次に、今現在考えているスケジュールであります。7月に臨時議会で予算補正をさせていただきまして、8月中に契約をします。9月から11月にかけてGHPの生産をしていただいて、12月に施工ということで考えております。本来であれば、春先、秋といった形で暑くもなく寒くもない時期にやるのが適当なのですけれども、今時期からやっただとしてもどうしてもやっぱり12月ぐらいにはなってしまうだろうという見込みになっております。

5番、財源につきましては、まちづくり事業基金を4,433万円、6基全部更新した費用分充当させていただきたいと考えております。まちづくり事業基金残高につきましては、

7月時点で1億5,879万8,380円となっております。

裏面を見ていただきまして、財源に対する町の考え方であります。(1)、テナント料による運営ということで、毎年ハートタウンはぼろのテナント料から経費を差し引いて残った分をまちづくり事業基金にこれまでも積み立てておりまして、テナント料の中でハートタウンはぼろを運営してきております。現在ハートタウンはぼろに使えるまちづくり事業基金の積立額、残額になりますけれども、225万87円となっております。しかしながら、今回の大規模な設備更新につきましましては、緊急かつ費用が大きいものとなっております。ハートタウンはぼろに使えるテナント料、これがたまるのを待っているのは先に設備が故障してしましまして賠償問題になるという可能性が大きいということもありますので、一時的にまちづくり事業基金を借りて翌年度以降のテナント料で返済していくという形で対応していきたいということで6月に理事者及び財務課長に相談させていただいて今回予算補正させていただきたいという話をしております。

(2)番、積立額の確保ということで、GHPの設備更新に伴いまして設備に係る電気料金、LPガスの使用料の削減等の経費の若干ではありますが、圧縮が可能と考えております。次に、設備更新に伴う修繕費の圧縮ということで、過去3年間におけるGHPの修繕にかかった費用、719万1,000円かかっております。こういったものが圧縮できるのではないかとこのように考えております。次に、旧a u部分におけるテナントの確保ということでございます。旧a uが撤退した後、旧a u部分の2階部分につきましましてははまだテナントが確保できていないという状況もございますので、今後そういった部分のテナントを募集して、そういった部分のテナント料を集めながら建物を適正に管理していくということを考えていきたいというふうに思っております。

次に、7番ということでまちづくり事業基金への積立状況を掲載しております。平成30年度から令和4年度まで、一番上段、積立額という額が収入から経費を差し引いた残額ということでまちづくり事業基金に積み立てた額でございます。2段目、取崩し額となっております。これは、臨時費という形で毎年予算計上させていただいた設備の補修等に係る費用が臨時費ということで毎年取崩ししている部分の金額になります。この積立分と取崩し額の差額分を毎年残高として積み立てていくのですけれども、修繕が多くなった年に関しましては積立額よりも崩す額のほうが大きくなってしまっておりますので、前年残高よりも減っていくというような状況が近年は続いていたという状況になります。令和3年度から令和4年度につきましましては、積立額が増えているという部分なのですけれども、ここはテナントで入っておりますコープさんのテナント料を一定額の売上げを超えた場合半額から満額に直すという話合い、覚書に基づいてテナント料が増えたことによってこの部分は収入が増えております。積立状況については以上です。



添付資料といたしまして、資料1番ということで写真を添付しております。こちらがハートタウンはぼろの3階の屋上に設置されているGHPの外観写真になります。今現在こういう形で6台置いてありまして、カバーが既にもう腐食している状態で穴が空いておりまして中に水が入り込むといった状況もあるというような状況になっております。説明につきましては以上です。

小寺委員長

それでは、今の説明についての質疑を行いたいと思います。質疑がある委員は、挙手にてお願いいたします。

－主な協議内容等（質疑）－ 14:27～14:37

逢坂委員 言い出しっぱかりなのですけれども、この冷暖房システムのガスヒートポンプ、GHPについてなのですけれども、もう耐用年数も過ぎているということで何かあれば賠償責任が問われるということで今回急遽補正を組んでやりたいということなのですが、それはいいとして、点検に対して教えてほしいのですけれども、こういうものの点検委託というのはやっているのですか。そういうのは、例えば毎月やるとか、何か月に1回やるとかいう部分のやつはないのですか。できないのか、ないのか、その辺教えてほしいと思います。

広谷係長 毎年GHPの保守点検の契約を結んでおりまして、年1回は必ず現地に赴いていただいて設備の点検をしていただいております。

逢坂委員 それで、今回はどの部分が例えば何かあった、1基、1階停止して、これ見ると切り替えてやっているという部分なのだけれども、取りあえず18年も経過したので、保守点検いかにしても急遽やるというふうな方向になったという、先ほどの係長の説明ではできれば春先やるのがいいとかというような話もされていたので、冬場の例えば工事とか、そういうのには影響とか、そういうのはないのかなと思うのですけれども、工期について、すみません。

鈴木課長 先ほど係長のほうからもお話ししましたように、基本的には当然冬ではないほうが良いというところなのですが、当然予算を確保してというところからスタートになりますので、何とか12月の本当に雪が根雪になる前とか、そういうところであれば、スケジュール的にはGHPの生産、9月から11月で3か月見えていますけれども、2か月で生産できる場合もあるということなので、なるべく、当然我々もそうですけれども、工事するほうも冬場はやっぱり嫌だと思しますので、その辺お互いにそういう話し合いしながら進めたいと思っています。

逢坂委員 真冬の猛吹雪の中で作業するよりは、自分なりの考えなのだけれども、春先のほうが良いかなという部分で今質問したのですが、ぜひ事故のないようにやっていただきたいというふうに思います。それで、もう一点いいですか。1ページの裏面に通常的に要するにハートタウンで使えるまちづくり基金の積立金があるということで毎年、たしかそうだと思うのです。それで、今そのまちづくり基金は200万しかないのです。取りあえず別な町が持っているまちづくり基金のほうから借りてやるという部分だと思うのですが、この借りる形の意味、要するに返さなければならないのか、ハートタウンで例えば利益上げた部分を町のまちづくり基金に繰り込むという部分があり得るのかどうか、その辺確認の意味でお聞きします。

鈴木課長 資料でこのような表現の方法をしていますが、基本的には同じ基金の中で対応するというところですので、分かりやすく説明すると、今まではテナント料で積み立てたものでハートタウンのもろもろは処理していたけれども、今回はハートタウンはぼろのテナント料等で積み立てたものの残額が1億5,000万円のうちで225万しかないというところがありますので、その1億5,000万全体の中でまず4,000万を使ってやらせていただいて、あとは通常どおり基金に積み立てていくということですので、別々ではなくて同じ基金の中で動くというところがあります。

佐藤委員 この冷暖房のメーカーは、どこなのかということと、もしこれ新たに6基を全部新規にした場合に例えばほかのメーカーとか、他社のメーカーとかの何社で競争させるとか、そういう考え方というのはできなかった

のか、それともこの社でなければできないあれになるのか。

広谷係長 今回見積りいただいた会社、北ガスジープレックス株式会社という会社になりますけれども、一般競争入札で契約結ぶ予定になっておりますので、この会社になるかどうかは今のところはまだ分かりません。

村田議長 1点だけ要望と言ったらおかしいかな、このまちづくり事業基金の財布の中でやりくりをするというのは分かるのです。ただ、ハートタウンに対しての1年間のやりくりの中でまちづくり基金の中の今これだけ要はまだハートタウンとしてはマイナスなのですというところを報告するとき、それをきちんとみんなに提示して、まだこれだけ借りているのか、一応原則はハートタウンの利用料、使用料で運営していくということなので、そこを分かるような報告をしてもらいたいという、これはお願いというか、です。もし答弁があれば。

鈴木課長 どのような方法で報告できるかあれですけども、財務当局と検討したいと思います。どういう方法論がいいのかということも含めてです。

村田議長 方法論としては、指定管理しているところにも必ず1年に1回こういう状況ですと報告する、ハートタウンの中にも全て報告してもらった中に今まではプラス・マイナスでプラスどれだけでしたという形の中で、そこに組み入れて総体のものが幾らですということは過去に出していないので、ハートタウンとして完結している部分でいくと、今はマイナス4,000万起きるわけですから、次の年に修繕費が減った、電気料金が減った、要は余剰が増えた、だからそのマイナス4,000万が今はマイナス3,500万になりましたとかという報告をしてくれると、まだこれだけマイナスなのだということ分かるということです。

鈴木課長 すみません。方法論と言いましたけれども、例えばですけども、指定管理だと指定管理の決算が出たときに議決事項でありますので、指定管理者の報告というものがあるのですけれども、この場合どのような場面でということも含めて、当然議長おっしゃられたようにそういう基金の状況になりますので、例えば本当に3月議会で基金の状況報告す

るときにその中身で報告すればいいのかとか、新たに説明会的なものが必要なのかとか、そういうことも含めて検討させていただければと思います。

小寺委員長      ほかにご覧いませんか。(なし。の声) それでは、ないようですので、本日の2件の調査は終了したいと思います。どうもありがとうございました。